

(3) 景観特性ゾーンごとの重要視すべき行為の制限事項

各景観特性ゾーンの景観形成方針を踏まえ、各ゾーンで重要視すべき良好な景観形成のための行為の制限事項案を以下に整理します。

表 - 景観特性ゾーンごとの重要視すべき行為の制限事項

景観特性ゾーン 制限事項案	1) 都心ゾーン	2) 市街地ゾーン	3) 田園集落ゾーン	4) 山裾ゾーン	5) 山地・山岳ゾーン
1) 建築物等の高さの最高限度			(河川周辺)	(住宅)	(大規模)
2) 建築物等の高さの最低限度		-	-	-	-
3) 建築物等の形態	(中高層建築物の低層部及び屋根の形状)	(屋根の形状)	(屋根の形態)	(屋根の形態)	(工作物の形態)
4) 建築物等の意匠	(外壁の色彩・素材)	(外壁の色彩)	(外壁の色彩・素材)	(外壁の色彩・素材)	(建築物の外壁の色彩、工作物の色彩)
5) 壁面の位置	(住宅以外)		-	-	-
6) 生垣の設置	-		(集落地)	-	-
7) 屋外広告物の設置位置	(屋上、窓面)	(沿道)	(沿道)	-	-
8) 屋外広告物(自家用広告物) の高さ、面積の最高限度			(河川周辺)		-
9) 屋外広告物(野立て看板等) の形態・意匠	(駅前、平和通り等)	(沿道)	(集落地)	(社寺仏閣周辺)	(沿道、景勝地周辺)
10) 一定規模以上の敷地の緑化				-	-
11) 一定規模以上の敷地の敷地囲障の構造				-	-
12) 景観重要建造物・樹木の指定					-
13) 景観重要公共施設の指定					
14) 夜間照明の使用	-				
15) 屋外照明の設置位置、光源の向き、種類	(ネオン、点滅)	(ネオン、点滅)	(ネオン、点滅)		
16) 開発行為や土地の形質の変更等の景観への配慮	-	-	(擁壁)	(擁壁)	(擁壁)

■ : 各ゾーンの特性を活かすために特に重要視すべき行為の制限事項

□ () : 特に配慮すべき場所、対象、項目

□ : 行為の制限事項を定める必要がないという趣旨ではありません